

平成20年(行ツ)第235号

平成20年(行ヒ)第270号

決 定

東京都千代田区富士見2-14-15

上告人兼申立人	合資会社朝鮮中央会館管理会
同代表者代表社員	徐 萬 速
同訴訟代理人弁護士	床 井 茂
	古 川 健 三
	金 舜 植

東京都千代田区内神田2-1-12

被上告人兼相手方	東京都千代田都税事務所長
	橋 本 隆 之

東京都新宿区西新宿2-8-1

被上告人兼相手方	東 京 都
同代表者知事	石 原 慎 太 郎

上記当事者間の東京高等裁判所平成19年(行コ)第266号固定資産税等賦課処分等取消, 固定資産税等賦課処分取消, 固定資産税等減免許可処分取消, 訴えの追加的併合, 固定資産税・都市計画税賦課処分取消等請求事件について, 同裁判所が平成20年4月23日に言い渡した判決に対し, 上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって, 当裁判所は, 次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年8月12日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

甲斐中辰夫

裁判官

涌井紀夫

裁判官

宮川光治

裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 金 築 誠 志

これは正本である。

平成21年8月12日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 富澤義浩

